### 経済産業省「輸出貿易管理令」の一部改正に対する意見

経済産業省は、2014年6月18日、安全保障貿易管理をめぐる最近の国際的な動きに対応するため、輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等を公表した。

安全保障貿易管理委員会では、これに対して、正確な文章表記および制度的 整合性の担保を求める意見を取りまとめ、7月16日、経済産業省へ提出した。

## 「輸出貿易管理令」の一部改正に対する意見

2014年7月16日 一般社団法人 日本貿易会 安全保障貿易管理委員会

本年6月18日に公表されました掲題改正案につきまして、当委員会において 検討を致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の ご審議においてご高配をいただきたく、宜しくお願い申し上げます。

記

## 1. 輸出貿易管理令の一部を改正する政令案

## 輸出貿易管理令別表第3の2

#### 【意見内容】

「中央アフリカ」を「中央アフリカ共和国」としていただきたい。

### 【理由】

「中央アフリカ」は一般名称のように読めると思われます。輸出令第4条に「別表第3の2に掲げる地域」との規定がありますが、単に「中央アフリカ」としたときにはどの地域までが「中央アフリカ地域」となるのか、カメルーンやチャドも

入ってくるのか不明確です。また、国連安保理決議2134(2014)、2127(2013)の対象は「the Central African Republic」であり、外務省のHPで「the Central African Republic」の国名は「中央アフリカ共和国」として掲載されています。また、平成26年4月8日付官報(号外第79号)で、告示として、「国際連合安全保障理事会決議第2134号(中央アフリカ共和国に対する制裁に関する決議)に関する件(外務126)」が掲載されています。

なお、運用通達の別表第1の別紙(注)に「中央アフリカ」が記載されていますので、あわせて「中央アフリカ共和国」と修正すべきと考えます。この点、南アフリカ共和国については、「南アフリカ」ではなく「南アフリカ共和国」と記載されているところです。

#### 【意見内容】

別表第3の2を国連武器禁輸国と同じ国にしていただきたい。

#### 【理由】

防衛装備移転三原則により、国連安保理の決議に基づいて武器等の移転が禁止されている12カ国は、輸出令別表第3の2に掲げられている国(通常兵器キャッチオール規制の用途要件の確認が必要な国)とは異なること判明しましたが、従前の経済産業省の通常兵器キャッチオール規制の説明及び説明資料では、別表第3の2は国連武器禁輸国となっていたため、混乱を避ける為にも同じ国にすべきと考えます。

なお、双方の相違点であるイランについては、「国連安保理の決議では、武器 以外の汎用品については監視・抑制が要請されているだけで、輸出の禁止までは 盛り込まれておりません」と貴省HPのQ&Aにありますが、「監視・抑制が要請 されている」のであれば、通常兵器キャッチオール規制の用途要件の対象として も良いのではないでしょうか。

また、アフガニスタンについては、そもそもはタリバンが対象なので、国としては削除しても良いと思われます。

2. 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部を改正する省令案

# 省令第6条第十七号チ

## 【意見】

「・・・記憶素子を製造するために設置したものを除く)」とありますが、「設置したもの」は、「設計したもの」の誤りであると考えます。

# 【理由】

WAでは、『designed for』 と記載されているため、修正すべきと考えます。

以 上